

目 次

津市規則

津市コミュニティバスの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市告示

津市営住宅近傍同種の住宅の家賃

公示送達

公示送達

公示送達

公示送達

認可地縁団体の告示事項の変更

公示送達

公示送達

津市議会の招集

放置自転車の撤去及び保管

津市公告

津市センターパレスホール内物品のせり売りの実施

津市納税催告センター運営業務に係る条件付き一般競争入札の執行

開発行為に係る工事の完了

令和6年1月分津市農用地利用集積計画の決定

津市教育委員会告示

津市教育委員会の招集

※ 目次には、J I S 第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。

津市コミュニティバスの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年2月6日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第1号

津市コミュニティバスの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市コミュニティバスの設置及び管理に関する条例施行規則（平成22年津市規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表南西部の部美里の款長野・榺原ルート of 項を次のように改める。

| | | | | |
|----------|-----|-----|--------------|------|
| 長野・榺原ルート | 平木 | 榺原口 | 火曜日、木曜日及び金曜日 | 片道運行 |
| | 湯の瀬 | 平木 | | |

附 則

この規則は、令和6年2月15日から施行する。

津市告示第16号

津市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成18年津市条例第215号）第16条第2項及び津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（平成18年津市規則第203号）第14条第1項の規定に基づき、令和6年度の津市営住宅に係る近傍同種の住宅の家賃を次のとおり定めたので告示する。

令和6年2月1日

津市長 前 葉 泰 幸

| 市営住宅の名称 | 近傍同種の住宅の家賃 |
|--|------------|
| 白塚団地1号館 | 34,200円 |
| 白塚団地2号館 | 34,200円 |
| 白塚団地3号館 | 34,500円 |
| 白塚団地4号館 | 40,400円 |
| 白塚団地5号館 | 41,100円 |
| 一身田アパート | 40,800円 |
| 上浜町六丁目住宅 | 10,400円 |
| 旭町CBアパート | 13,900円 |
| 下部田簡耐住宅 | 10,400円 |
| 大井アパート | 26,200円 |
| 大井住宅A-1号からA-12号まで、A-15号からA-18号まで、D-1号からD-4号、大井住宅D-15号からD-20号まで及びD-23号からD-26号まで | 37,600円 |
| 大井住宅A-13号、A-14号、C-17号からC-25号まで、C-27号、C-28号及びD-5号からD-14号まで | 38,200円 |
| 大井住宅B-2号からB-27号まで | 40,000円 |
| 大井住宅C-1号からC-16号まで | 38,900円 |
| 高洲町アパート1号館 | 15,700円 |
| 高洲町アパート2号館 | 18,500円 |

| | |
|---|---------|
| 高洲町アパート3号館 | 24,000円 |
| 高洲町アパート4号館 | 26,100円 |
| 高洲町アパート5号館 | 27,200円 |
| 高洲住宅3番1号から3番12号まで、7番10号から7番16号まで及び10番9号から10番24号まで | 40,800円 |
| 高洲住宅6番1号から6番12号まで、7番5号から7番8号まで、7番17号から7番20号まで、10番5号から10番8号まで、11番1号から11番12号まで、11番15号から11番22号まで、14番1号から14番12号まで及び14番14号から14番18号まで | 40,900円 |
| 高洲住宅7番1号から7番4号まで、7番21号から7番24号まで、10番1号から10番4号まで、高洲住宅18番1号から18番10号まで、18番15号から18番41号まで、18番43号から18番49号まで及び19番1号から19番6号まで、19番7号から19番12号まで、22番1号から22番12号まで及び23番1号から23番24号まで | 39,700円 |
| 新町2号館アパート | 16,800円 |
| 新町3号館アパート | 15,300円 |
| 新町4号館アパート | 15,300円 |
| 千鳥アパート | 44,600円 |
| 阿漕B住宅 | 11,700円 |
| 阿漕C住宅 | 11,700円 |
| 阿漕1号館アパート | 14,100円 |
| 阿漕2号館アパート | 14,900円 |
| 南阿漕1号館 | 24,100円 |
| 南阿漕2号館 | 33,300円 |
| 朝汐1号館アパート | 11,800円 |
| 朝汐2号館アパート | 13,000円 |

| | |
|--|---------|
| 朝夕3号館アパート | 13,600円 |
| 藤水団地1号館 | 43,200円 |
| 藤水団地2号館101号及び102号 | 46,400円 |
| 藤水団地2号館201号、202号、301号及び302号 | 41,400円 |
| 上弁財団地1号館 | 53,900円 |
| 上弁財団地2号館101号から103号まで、202号、302号及び402号 | 44,900円 |
| 上弁財団地2号館201号、203号、301号、303号、401号及び403号 | 54,400円 |
| げにやま団地1号館 | 11,300円 |
| げにやま団地2号館 | 12,400円 |
| げにやま団地3号館 | 12,200円 |
| げにやま団地4号館 | 13,600円 |
| げにやま団地5号館 | 13,000円 |
| げにやま団地6号館 | 15,000円 |
| げにやま団地7号館 | 15,500円 |
| げにやま団地8号館 | 16,000円 |
| げにやま団地9号館 | 16,600円 |
| げにやま団地10号館 | 16,600円 |
| げにやま団地11号館 | 16,600円 |
| げにやま団地12号館 | 18,200円 |
| げにやま団地13号館 | 23,200円 |
| げにやま団地14号館 | 23,500円 |
| げにやま団地15号館 | 25,500円 |
| げにやま団地16号館 | 26,500円 |
| げにやま団地17号館 | 29,700円 |
| げにやま団地18号館 | 29,700円 |
| げにやま団地19号館 | 28,500円 |
| 藤方団地1号館 | 30,000円 |
| 藤方団地2号館 | 31,500円 |

| | |
|--|---------|
| 藤方団地 3号館 | 31,600円 |
| 藤方団地 4号館 | 30,400円 |
| 城山アパート | 11,600円 |
| 西城山 1号館アパート | 15,600円 |
| 西城山 2号館アパート | 15,600円 |
| 西城山 3号館アパート | 16,100円 |
| 西城山 4号館アパート | 16,100円 |
| 西城山 5号館アパート | 16,000円 |
| 西城山 6号館アパート | 16,000円 |
| 小森団地 1号館 | 48,400円 |
| 小森団地 2号館 | 44,700円 |
| 高茶屋住宅 | 11,500円 |
| 里ノ上A住宅 | 10,500円 |
| 里ノ上B住宅 | 11,200円 |
| 雲出 1号館 101号、201号、206号、301号及び306号 | 71,700円 |
| 雲出 1号館 102号、105号、202号、205号、302号及び305号 | 72,400円 |
| 雲出 1号館 103号、104号、203号、204号、303号及び304号 | 77,100円 |
| 雲出 1号館 106号 | 74,300円 |
| 雲出 2号館 101号 | 76,200円 |
| 雲出 2号館 102号、107号、202号、207号、302号及び307号 | 74,200円 |
| 雲出 2号館 103号から106号まで、203号から206号まで及び303号から306号まで | 79,300円 |
| 雲出 2号館 108号、201号、208号、301号及び308号 | 73,500円 |
| 野村団地 | 14,300円 |
| 野村東団地 | 13,300円 |
| 相川団地 | 15,200円 |
| 森団地 1号から4号まで及び9号から12号まで | 11,100円 |

| | |
|--|----------|
| 森団地 13号から24号まで | 11,900円 |
| 森団地 25号から32号まで | 11,800円 |
| 森団地 33号から41号まで及び43号から45号まで | 11,300円 |
| 森団地 46号から57号まで | 11,200円 |
| 森団地 58号から72号まで | 13,000円 |
| 森団地 73号から79号まで | 11,600円 |
| 森団地 80号から89号まで | 12,100円 |
| 中町団地A | 27,900円 |
| 中町団地B | 30,300円 |
| 相川西団地A | 30,100円 |
| 相川西団地B | 38,400円 |
| 明神団地 | 35,600円 |
| 北口団地A | 38,800円 |
| 北口団地B | 42,000円 |
| 桃里団地A | 47,400円 |
| 桃里団地B | 55,300円 |
| 桃里団地C | 49,100円 |
| 桃里団地D 101号及び107号 | 116,000円 |
| 桃里団地D 102号から104号まで、202号から204号まで、302号から304号まで、402号から404号まで、502号から504号まで及び602号から604号まで | 95,500円 |
| 桃里団地D 105号、106号、205号、206号、305号、306号、405号、406号、505号、506号、605号及び606号 | 95,700円 |
| 桃里団地D 201号、207号、301号、307号、401号、407号、501号、507号、601号及び607号 | 114,800円 |
| 青木団地 1号から3号まで、5号から7号まで、10号から13号まで及び16号から19号まで | 15,300円 |

| | |
|--|---------|
| 青木団地 8号、9号、14号、15号、20号から35号まで、37号から41号まで及び43号から46号まで | 14,500円 |
| 藤ヶ丘団地 1号から3号まで、5号から24号まで及び26号から37号まで | 21,900円 |
| 藤ヶ丘団地 38号から41号まで及び43号から74号まで | 21,600円 |
| 殿町住宅 | 38,000円 |
| 新横山住宅 | 38,300円 |
| 美里第1住宅 A棟及びB棟 | 36,700円 |
| 美里第2住宅 1号館及び2号館 | 13,500円 |
| 片野団地 | 37,600円 |
| 新沢田団地 | 24,000円 |
| 奥津団地 | 7,700円 |

津市告示第17号

下記の者の令和5年度国民健康保険料納入通知書は、住所居所不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市健康福祉部保険医療助成課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和6年2月1日

津市長 前 葉 泰 幸

記

| 送達を受けるべき者の住所 | 送達を受けるべき者 |
|--|-------------------------------|
| ○○○○○○○○○○○○○○○○ | ○○ ○○ |
| ○○○○○○○○○○○○○○○○ | ○○ ○○ |
| ○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○ ○○○○○○○○○○ | ○○ ○○ |
| ○○○○○○○○○○○○○○○○ | ○○ ○○ |
| ○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○ ○○○○○○○○○○ | ○○ ○○ |
| ○○○○○○○○○○○○○○○○ | ○○ ○○ |
| ○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○ ○○○○○○○○ | ○○ ○○ |
| ○○○○○○○○○○○○○○○○ | ○○ ○○ |
| ○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○ ○○○○○○○○ | ○○ ○ |
| ○○○○○○○○○○○○○○○○ ○ ○○○○○○○○○○○○○○ | ○ ○○ |
| ○○○○○○○○○○○○○○○○ ○ ○○○○○○○○○○○○○○○○ | ○○○○○○○ ○○○○○○○○ ○ ○○○○○○○ |
| ○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○ ○○○○○○○○ | ○○ ○○○ |

津市告示第18号

下記の者の令和4年度国民健康保険料納入通知書は、住所居所不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市健康福祉部保険医療助成課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和6年2月1日

津市長 前 葉 泰 幸

記

| 送達を受けるべき者の住所 | 送達を受けるべき者 |
|----------------------------|-----------|
| 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇 | 〇〇 〇〇 |

津市告示第19号

下記の者の市民税県民税督促状、及び差押調書謄本は、住所居所不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市政策財務部特別滞納整理推進室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和6年2月1日

津市長 前 葉 泰 幸

記

| 送達を受けるべき者の住所 | 送達を受けるべき者 | 送達を受けるべき文書 |
|--|-----------|------------------------------------|
| ○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○ ○○○○○○○○○ ○○○○○ | ○○ ○○ | 令和4年度市民税県民 税督促状第4期、及び 差押調書謄本 |

注意：地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなす。

津市告示第20号

下記の者の差押調書謄本、及び配当計算書謄本は、住所居所不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市政策財務部特別滞納整理推進室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和6年2月1日

津市長 前 葉 泰 幸

記

| 送達を受けるべき者の住所 | 送達を受けるべき者 | 送達を受けるべき文書 |
|---|-----------|---------------------|
| ○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○ ○○○○○○○○○○ ○○○○○ | ○○ ○○ | 差押調書謄本及び配当 計算書謄本 |

注意：地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなす。

津市告示第21号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成19年津市告示第169号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和6年2月5日

津市長 前 葉 泰 幸

届出者

三多気区

※ 代表者の氏名及び住所の変更

津市告示第 2 2 号

下記の者の令和 3 年度及び令和 4 年度国民健康保険料督促状は、住所居所不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）第 7 8 条において準用する地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市健康福祉部保険医療助成課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和 6 年 2 月 5 日

津市長 前 葉 泰 幸

記

| 送達を受けるべき者の住所 | 送達を受けるべき者 | 送達を受けるべき文書 |
|--|-----------|----------------------------|
| ○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○ ○○○○○○○○○○ ○○○○○ | ○○ ○○ | 令和 3 年度及び令和 4 年度国民健康保険料督促状 |

津市告示第号23号

下記の者の市民税県民税督促状は、住所及び居所が明らかでなく送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市政策財務部収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和6年2月5日

津市長 前 葉 泰 幸

記

| 送達を受けるべき者の住所 | 送達を受けるべき者 | 送達を受けるべき文書 |
|-----------------------------------|-----------|-----------------------|
| ○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○ ○○○○○○○○○○ | ○○ ○○ | 令和5年度市民税県民 税督促状第3期 |

注意：地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなす。

津市告示第24号

令和6年第1回津市議会定例会を次のとおり招集する。

令和6年2月14日

津市長 前 葉 泰 幸

1 招集の日

令和6年2月21日

2 招集の場所

津市議会議事堂

津市告示第25号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成18年津市条例第209号）第12条第2項、第13条第2項及び第14条に基づき撤去し、保管している自転車について、同条例第16条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和6年2月15日

津市長 前 葉 泰 幸

1 放置されていた場所、台数及び撤去した年月日

| 放置されていた場所 | 台数 | 撤去した年月日 |
|------------------|----|-----------|
| 津駅東口自転車等放置禁止区域 | 3 | 令和6年1月12日 |
| 一身田上津部田地内 | 2 | 令和6年1月14日 |
| 津新町駅周辺自転車等放置禁止区域 | 2 | 令和6年1月15日 |
| 垂水地内 | 1 | 令和6年1月24日 |
| 江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域 | 1 | 令和6年1月26日 |
| 久居駅前第1公共自転車等駐車場 | 27 | 令和6年1月26日 |
| 久居駅前第2公共自転車等駐車場 | 10 | 令和6年1月26日 |
| 豊津上野駅前公共自転車等駐車場 | 7 | 令和6年1月26日 |

2 保管期間

告示の日から90日間

3 連絡先

垂水自転車等保管庫

059-222-6307

津市公告第13号

次のとおりせり売りを執行しますので、津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第4条の規定により公告します。

令和6年2月1日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

1 せり売りに付する事項

(1) 件名

津市センターパレスホール内物品のせり売り

(2) 売却物品の概要

別紙物品調書のとおり

(3) 各物品に関する特記事項

ア 別紙物品調書に記載の物品を一括してせり売りに付します。

イ 物品は、現状有姿で引き渡します。なお、物品の中には、建物に固定されている物がありますので、落札者の負担にて、慎重に取り外してください。

ウ 本市は、各物品の動作確認を実施しておらず、現在本市において故障及び破損の状況を認知していません。

物品の引渡し後に、故障又は破損が判明した場合であっても、契約不適合責任を負わず、落札者は、本市に対し、履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償請求及び契約の解除権を行使することはできません。

(4) 物品の現地見学会

下記のとおり物品に関する現地見学会を開催しますので、せり売り参加希望者は、申込期限までに、電話連絡にてお申し込みの上、各物品の現状を確認してください。当該見学会の参加は任意であり、せり売りの参加条件とするものではありません。

ア 日時

令和6年2月16日（金）

午前10時30分から正午まで

イ 申込期限

令和6年2月9日（金）午後5時まで

ウ 申込先

津市商工観光部商業振興労政課

大門・丸之内活性化・商業振興担当

電話番号059-229-3169

※ 申込者が多数となる場合は別途日程を設ける場合があります。

※ 申込者ごとに異なる時間帯で実施を予定しています。

2 せり売り参加の資格

せり売りに参加できる者は、次の各号のいずれにも該当しない者とします。

- (1) 地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税を滞納している者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当すると認められる者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）と認められる者
- (4) 経営又は運営に反社会的勢力が実質的に関与していると認められる者
- (5) 反社会的勢力と知りながら、これを不当に利用したと認められる者
- (6) 反社会的勢力に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど反社会的勢力の維持運営に協力し、又は関与していると認められる者
- (7) 反社会的勢力と密接な関係又は社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- (8) 法人その他団体の役員等（非常勤を含む役員、支配人、支店長、営業所長その他これらに類する地位にある者及び経営に実質的に関与している者をいいます。）のうちに第3号から前号までのいずれかに該当する者があるもの
- (9) 民法（明示29年法律第89号）第120条第1項に規定する行為能力制限者（未成年者、成年被後見人等。以下「行為能力制限者」といいます。）に該当すると認められる者（行為能力制限者の法定代理人が代理し、又は同意した場合を除きます。）
- (10) 日本語を完全に理解できない者
- (11) 日本国内に住所及び連絡先がない者

3 せり売り参加申込み

(1) せり売り参加申込手続

ア 申込方法

下記(2)の必要書類を本市に郵送又は直接持参により提出してください。
本市の確認後、せり売り参加資格審査結果通知書により通知します。

イ 申込期限

令和6年2月26日（月）午後5時まで（※当課必着）

ウ 提出先

〒514-8611 三重県津市西丸之内23番1号

津市商工観光部商業振興労政課大門・丸之内活性化・商業振興担当

(2) 必要書類

ア 津市センターパレス内物品のせり売り参加申込書兼入札保証金の取り扱いに係る意思表示及び返還請求書（以下「せり売り参加申込書」といいます。）

イ 履歴事項全部証明書（個人又は個人事業主の場合は、住民票の写し）

ウ 印鑑証明書（個人又は個人事業主の場合は、印鑑登録証明書）

エ 市町村税完納証明書

完納証明書を発行していない市区町村の場合は、下記の証明書で該当するすべてのものについて、それぞれ直近2年度分を提出してください。

(ア) 市町村民税の納税証明書又は非課税証明書

(イ) 固定資産税・都市計画税の納税証明書又は非課税証明書

(ウ) 軽自動車税の納税証明書又は非課税証明書

オ 誓約書

※ 一度提出した書類については、理由にかかわらず一切返却できません。

※ ア及びオの書類は、津市ホームページからダウンロードし、若しくはせり売り参加申込期限まで下記の窓口にて配布します。

※ イからエまでの書類については、いずれも申込日において発行後3月以内の原本に限ります。

(3) 入札保証金の納付

せり売り参加者は、下記4において示す「入札保証金」を本市が指定する金融機関の口座に令和6年3月7日（木）午後5時までに納付してください。なお、指定口座については(1)で示したせり売り参加資格審査結果通知書に記載します。

※ せり売り参加申込者が入札保証金を金融機関に納付してから、本市が納付完了を確認するまで数開庁日を要します。原則として、上記期限までに本市が入札保証金の納付を確認できない場合、せり売りに参加することができません。なお、入札保証金を銀行振り込み等により納付した

ことを書面で証明できる場合において、上記期限までに、当該書面の写しをメール又はFAX等で本市に送付し確認を受けた時は、この限りではありません。

※ 入札保証金は、せり売りの終了後に所定の手続を経て、せり売り参加申込書にて指定された口座に振込みにより返還します。ただし、落札者については、契約保証金へ充当します。

※ 入札保証金には、利息は付しません。

4 予定価格（最低価格）及び入札保証金の額

| 予定価格（最低価格） | 入札保証金 |
|------------|---------|
| 295,000円 | 14,000円 |

5 せり売りの実施について

(1) 日時

令和6年3月14日（木）午前10時00分

※ 定刻になっても出席の無い場合は棄権とみなします。

(2) 場所

津市役所本庁舎7階 第71会議室

(3) 受付

ア 入室時に受付を行い、番号札を受領し、執行者の指示に従い、着席してください。

イ 定刻となった時点で、せり売りについての説明を行います。

(4) せり売りの方法

ア せり売り開始価格は、予定価格（最低価格）とし、競い上げ方式とします。

イ せり売り参加者による金額の表明は、金額を口述することにより行うものとします。

ウ 表明した金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とします。

エ 金額の表明は、百円単位とします。

オ 金額の表明をする場合は、「番号札」を頭上に挙げ、執行者の指示の後、金額を口述してください。また、一度表明した金額は、撤回できません。

カ せり売りの開始時は、執行者が「番号札を挙げた方の中で最も若い番

号の方」に金額の表明を指示しますので、その指示に従って表明をしてください。以降、せり売り執行者の指示に従ってください。

キ 執行者が買受人の決定を宣言するまでの間に、最高の金額を表明した者を買受人と決定します。

6 契約について

(1) 仮契約の締結

落札者決定後、本市と落札者は、令和6年3月21日（木）までに仮契約を締結しますので、物品仮売買契約書を令和6年3月19日（火）午後5時までに津市役所7階 津市商工観光部商業振興労政課窓口を持参してください。

※ 物品仮売買契約書は、本市から2部送付しますので、2部ともに記名・押印を行い、1部のみに収入印紙を貼付した上で、2部とも提出してください。本市による記名・押印後、1部を落札者へ返送します。

(2) 契約の成立

本仮契約は、津市センターパレスホールの設置及び管理に関する条例を廃止する条例（令和5年津市条例第31号）が施行された時（令和6年4月1日午前零時を経過した時）に本契約として成立します。

7 契約保証金

(1) 入札保証金の全額を本市が算定した契約保証金（契約金額の100分の10以上の額）に充当するものとし、充当後なお不足する契約保証金がある場合は、本市が別途指定する方法により令和6年3月21日（木）午後5時までに当該不足分の契約保証金を納付してください。

(2) 納付された契約保証金は、その全額を売買代金に充当します。

(3) 落札者が、正当な理由なく物品仮売買契約書（以下「契約書」といいます。）の提出期日（令和6年3月19日（火））までに契約書を提出せず、本市が催告をしたにもかかわらず、契約書を提出しなかった場合は、本市は落札決定を取り消し、契約保証金は本市に帰属します。

8 契約に付す条件の概要

契約に付す条件の概要は、次の各号のとおりです。

(1) 本市は、物品の引渡しまでの危険負担を負いません。

(2) 本市は、契約不適合責任（知れていない事項を含みます。）を負いません。

(3) 物品の中には建物に固定されている物がありますが、本市は、取り外し

に係る費用を一切負担しません。

9 売買代金の支払期限及び支払方法

売買代金（売買代金から契約保証金を差し引いた残額）は、本市の発行する納付書により、令和6年4月8日（月）午後5時までに納付しなければなりません。

なお、一度納付された売買代金は、返金できません。

10 所有権の移転及び引渡し

売買代金の全額納付があった時に所有権が移転するものとし、次の期間及び場所にて、現状有姿にて引き渡すものとします。所有権移転後に生じた故障及び破損については、一切の責任を負いません。

なお、引き渡された物品は、返品又は交換を行うことができません。

(1) 期間

代金納入後から令和6年4月12日（金）まで
各日とも午前10時から午後4時まで

(2) 場所

津市大門7番15号 津センターパレス5階
津市センターパレスホール

11 契約に関する諸費用

次の各号に掲げる契約に関する諸費用は、すべて落札者の負担となります。

- (1) 印紙税法（昭和42年法律第23号）及び租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の規定に基づく印紙税（契約書に収入印紙を貼付）
- (2) 物品引渡しに要する費用
- (3) 物品の搬出、取り外しに係る費用
- (4) その他契約に要する費用

12 質問及び質問に対する回答

(1) 質問方法

質問は、本市指定の津市センターパレスホール内物品のせり売りに関する質問書を津市役所本庁舎7階商業振興労政課窓口へ持参するか、電子メール（229-3114@city.tsu.lg.jp）又はFAXで送信して行ってください。

ただし、当該せり売りに関する質問ではなく、意見の表明と解されるものについては回答しません。

なお、電子メール又はFAXで質問書を送信される場合は、電話にて送達についての確認を行ってください。

(2) 質問書の提出期限

令和6年2月19日（月）正午まで

(3) 質問書に対する本市の回答方法

質問書に対する回答については、質問者に対して令和6年2月21日（水）に電子メールで行うほか、質問者名を非公開として津市ホームページに掲載します。

13 その他せり売り参加申込みに当たっての留意事項

せり売り参加者は、本せり売り公告及び物品調書並びに契約書案のすべての内容について十分に理解し、了承している場合に限り、せり売りに参加できるものであり、これらの内容の全部又は一部につき、了承できない部分がある場合は、せり売りに参加することができません。

このほか、せり売り参加者は、次の各号に掲げる事項について了承の上でせり売り参加申込みを行ってください。

- (1) 落札後の仮契約の締結は、せり売り参加申込書に記載された名義で行うこと。
- (2) せり売り参加申込みに係る取下げは、申込みの受付期間内に限って行うことができること。
- (3) 申込関係書類の提出は、郵送（書留等記録が残る方法）又は直接持参により行い、電話又はFAX等による申込みはできないこと。
- (4) せり売り結果については、せり売り参加申込者の名称（氏名）、応札価格その他せり売りに関する結果を公表することがあること。

問い合わせ先

津市商工観光部商業振興労政課

大門・丸之内活性化・商業振興担当

電話番号 059-229-3169

F A X 059-229-3335

津市公告第14号

条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第4条の規定により、次のとおり公告します。

令和6年2月2日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

1 入札に付する事項

(1) 業務委託名

津市納税催告センター運営業務委託

(2) 業務委託の概要

公権力の行使に当たらない、滞納者への電話による納税の呼びかけ（以下「電話催告」という。）と関連業務（詳細は、別紙仕様書参照）

(3) 業務の履行期間

令和6年4月1日から令和9年1月31日まで（34ヶ月）

ア この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の17及び津市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成18年津市条例第319号）第2条第2号に基づく長期継続契約です。

イ この契約は、履行期間の始期の属する年度に係る歳入歳出予算につき、津市議会の議決があったときに効力が生じるものとします。

ウ 津市は、この契約の締結の日の属する年度以降において、津市の歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更し、又は解除することができます。

2 入札の参加者に必要な資格

参加資格要件は、下記の事項の全てに該当する者とします。

(1) 令第167条の4の規定に該当しない者

(2) 本件の公告から入札時までの期間において、本市から指名停止等を受けていない者

(3) 手形交換所から取引停止処分を受けるなど経営状態が著しく不健全でない者

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者（民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた

者であっても再生計画又は更生計画が認可された者を除きます。)

- (5) 納期の到来している国税・都道府県税・市町村税等を完納している者
- (6) 令和元年度から令和5年度までの間に、人口20万人以上の地方公共団体との間で、連続して1年以上の期間、地方税の電話催告を受託し完了した実績を有する者（複数年契約については、令和元年度から令和5年度までの間に完了又は同期間内に1年を超える受託実績があれば可とします。）
- (7) プライバシーマーク・ISMS等の個人情報保護に関する事業者認定を受けている者

3 入札の参加申し込みに係る書類の配布

仕様書、仕様書に関する質問書等については、津市ホームページ当該入札記事内【<https://www.info.city.tsu.mie.jp>】からダウンロードしてください。

4 入札に係る仕様書に関する質問及び回答

(1) 質問書の提出期限等

ア 提出期限

令和6年2月7日（水）15時まで

イ 提出場所

〒514-8611

津市西丸之内23番1号

津市本庁舎2階 政策財務部収税課整理担当

ウ 提出方法

仕様書に関する質問書（第1号様式）に質問内容を記入の上、提出場所に郵送、電子メール又はFAX（電子メールの場合は、押印がわかるように第1号様式をPDFファイル等に複写すること。）により提出してください。

《送信先》

電子メール 229-3135@city.tsu.lg.jp

FAX番号 059-229-3331

エ その他

電話、口頭等による質問や提出期限を過ぎて提出された質問書及び押印のない質問書は受け付けません。また、郵送・電子メール・FAXの場合は電話で到着の確認を必ず行ってください。

(2) 質問に対する回答

ア 回答期日

令和6年2月13日（火）

イ 回答方法

津市ホームページ当該入札記事内において公開します。（質問者名は非公開とします。）

また、意見の表明と解されるものについては、回答しない場合があります。

なお、入札後において仕様書等についての不明を理由とした異議の申し立てはできず、回答に対する再度の質問は原則認めませんので、質問書には質問内容を明確に記載し提出してください。

5 入札の参加資格の確認等

本件入札に参加しようとする者は、次に掲げるところにより書類等を提出し、本件入札の参加資格の確認を受けなければなりません。提出期間内に当該書類等を提出しない者又は本件入札の参加資格を有することが認められなかった者は、本件入札に参加することはできません。

(1) 提出期限

令和6年2月16日（金）17時まで（(2)提出場所必着）

※この期限を過ぎて送達された申請書類は受理しません。

また、郵送等の場合、未達等のトラブルに関して本市では一切の責任を負いませんので、必ず電話等で到着の確認を行ってください。

(2) 提出場所

〒514-8611

津市西丸之内23番1号

津市本庁舎2階 政策財務部収税課整理担当

(3) 提出方法

提出場所に持参又は郵送によるものとし、郵送の場合においては、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法によるものとします。

(4) 提出書類

提出書類は、次のアからクまでのとおりとし、それぞれ正本1部を提出してください。ただし、官公署が交付した証明書類等については、申請書提出時における最新のもの（申請日以前3ヶ月以内に発行されたもの）を提出することとし、下記にコピー可と記載のある証明書類は、写真機・複写機等を使用して機械的な方法により複写したもので、ほぼ原寸大（原寸

がA4版以外の版形のものは、できる限りA4版に拡大又は縮小すること。)であり、かつ、鮮明であるものに限り、写しによって差し支えないものとします。

なお、津市競争入札参加資格者名簿に登録されている者については、オからキまでの書類の省略をすることができるので、アの書類の3の□にレ点を入れてください。

※添付書類は条件付一般競争入札参加資格審査申請書にある順に並べて提出してください。

ア 条件付一般競争入札参加資格審査申請書(第2号様式)

イ 宣誓書(第3号様式)

ウ 業務実績届出書(第4号様式)及び当該業務委託契約書等(仕様書を含む。)の写し。また、連続して1年以上の期間業務を受託した実績を証明するもの及び年間の通話件数のわかる書類を添付してください。(コピー可)

エ 完納証明書(コピー可)

地方公共団体で完納証明書がない場合には、滞納がないことを表す証明書に代えることができることとします。

なお、徴収の猶予を受けているため完納証明書が発行されない等の場合は、ご相談ください。

(条件付一般競争入札参加資格審査申請書の提出日の前3ヶ月以内に証明されたものに限り、オ及びカについても同じです。)

(ア) 国税に関する証明書

国税の未納の税額がないことの証明書(個人事業主にあつてはその3の2、法人にあつてはその3の3)

(イ) 都道府県税及び市町村税完納証明書

本社所在地における都道府県税及び市町村税等の完納証明書を提出してください。なお、支店等が本件の入札、契約を行う場合は、本店所在地及び支店等所在地の都道府県税及び市町村税等の完納証明書を提出してください。(新規に支店等を開設した場合は「法人等開設届(写)」を添付してください。)

オ 登記事項証明書(現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書)

カ 印鑑証明書(コピー可)

キ 使用印鑑届(様式第5号)

入札、見積及び契約について使用する印鑑が異なる場合は使用印を、実印と同じ場合は実印を押印したものを提出してください。

ク プライバシーマーク・ISMS等の個人情報保護に関する事業者認定を受けていることがわかる書類（コピー可）

(5) 本件入札の参加資格の確認結果の通知

本件入札の参加資格の確認結果は、令和6年2月22日（木）までに条件付一般競争入札参加資格審査確認結果通知書（第6号様式）により通知します。

なお、本件入札の参加資格の確認を申請した時に提出された書類は、本件入札の参加資格の有無にかかわらず、返却しません。

6 入札及び開札

(1) 日時

令和6年2月28日（水） 11時

(2) 場所

津市役所本庁舎7階 第71会議室

(3) その他

入札前に入札者確認票（7号様式）を提出し確認を受けてください。

7 入札保証金

入札保証金は免除します。

8 入札の無効

津市契約規則（平成18年津市規則第40号。以下「規則」という。）第19条各号のいずれかに該当する入札は無効とします。

9 契約保証金

契約を締結する際に、契約金額に12を乗じて得た額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、規則第28条第1項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除することができます。

10 その他注意事項

(1) 入札にあたっては、入札書（第8号様式）を使用し、仕様書に基づく入札金額等を鮮明に表示し、封筒（条件付一般競争入札参加者心得参照）に入れ、貼合わせ部分に原則3箇所（3箇所）の封印をしてください。

入札金額は、1年間（12ヶ月）の業務内容をもとに月額（消費税及び地方消費税抜き）で表示してください。

(2) 落札に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

なお落札は、予定価格の範囲内において、最低価格入札者とし、最低価格入札者が2者以上ある時は、くじ引きにより落札者を決定するものとします。

- (3) 初度の入札で予定価格に達しなかった場合、再度入札を行う場合があります(原則として2回)ので、入札書の予備を準備してください。
- (4) 本件入札に係る費用は、すべて入札者の負担とします。
- (5) 天災その他やむを得ない事由により入札を行うことができないときは、入札を延期又は中止することがあります。なお、入札の中止等に至った場合においても見積もりにかかる費用その他入札に係る一切の費用は補償しません。
- (6) その他、入札の参加者は、別添「条件付一般競争入札参加者心得」に留意の上、入札を行ってください。
- (7) 提出書類の到着確認、窓口への書類の提出等は、午前8時30分から午後5時までの間とします。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日は除きます。

【問い合わせ先】

| | |
|-----------|--------------------------------|
| 〒514-8611 | 三重県津市西丸之内23番1号 政策財務部収税課整理担当 |
| 電話番号 | 059-229-3135 |
| FAX | 059-229-3331 |
| メールアドレス | 229-3135@city.tsu.lg.jp |

津市公告第15号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和6年2月2日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 工事完了年月日
令和6年1月24日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市芸濃町椋本字東豊久野2972番2ほか4筆
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
津市芸濃町椋本5022番地の4
有限会社丸藤建設
代表取締役 増地 藤之

津市公告第16号

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）
附則第5条の規定により、同法による改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和
55年法律第65号）第18条第1項に基づき、津市農用地利用集積計画を定
めましたので、同法第19条の規定により公告します。

令和6年2月9日

津市長 前 葉 泰 幸

津市教育委員会告示第1号

教育委員会を次のとおり招集する。

令和6年2月7日

津市教育委員会教育長 森 昌彦

1 招集の日時

令和6年2月14日（水） 午前10時から

2 招集の場所

津市教育委員会庁舎 4階教育委員会室

3 会議の事件

- (1) 令和5年度津市一般会計補正予算（第14号）〈教委所管分〉について
- (2) 令和6年度津市一般会計予算〈教委所管分〉について
- (3) 令和6年度教育方針について
- (4) 津市学校施設整備基金条例の制定について